

消費税の基本的な仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)

取引の流れ



取引

売り上げ	1000
消費税①	50
納付税額 A	
①	50

↓
税務署への
申告・納付

売り上げ	3000
消費税②	150

仕入	1000
消費税①	50
納付税額 B	
②-①	100

↓
税務署への
申告・納付

仕入税額
控除

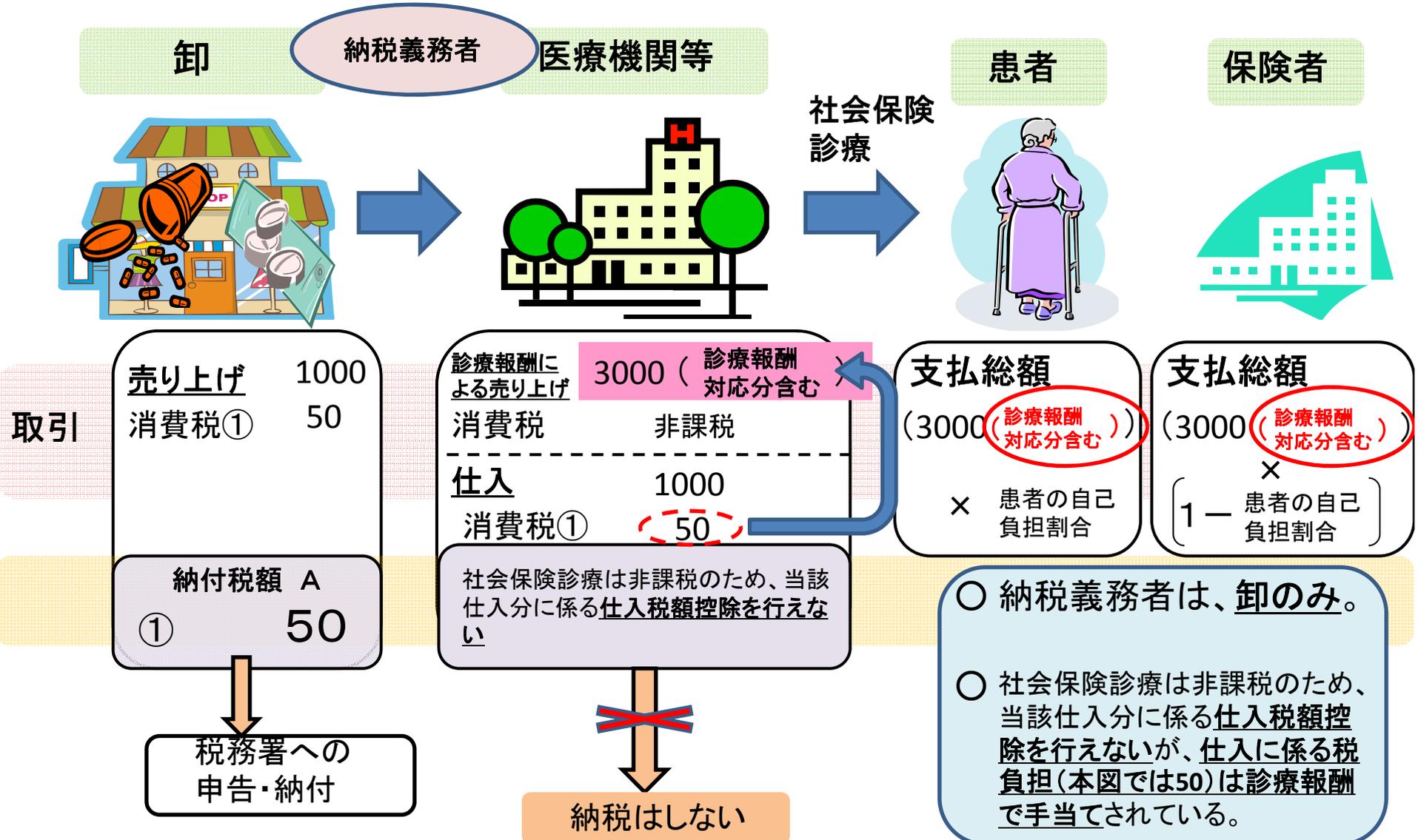
支払総額	3150
消費者が負担した消費税	
	150
各事業者が個別に納付した消費税	
A+Bの合計	150

- **納税義務者**は、製造業者や小売店
- **最終的な負担者**は、消費者

社会保険診療における消費税の取扱い

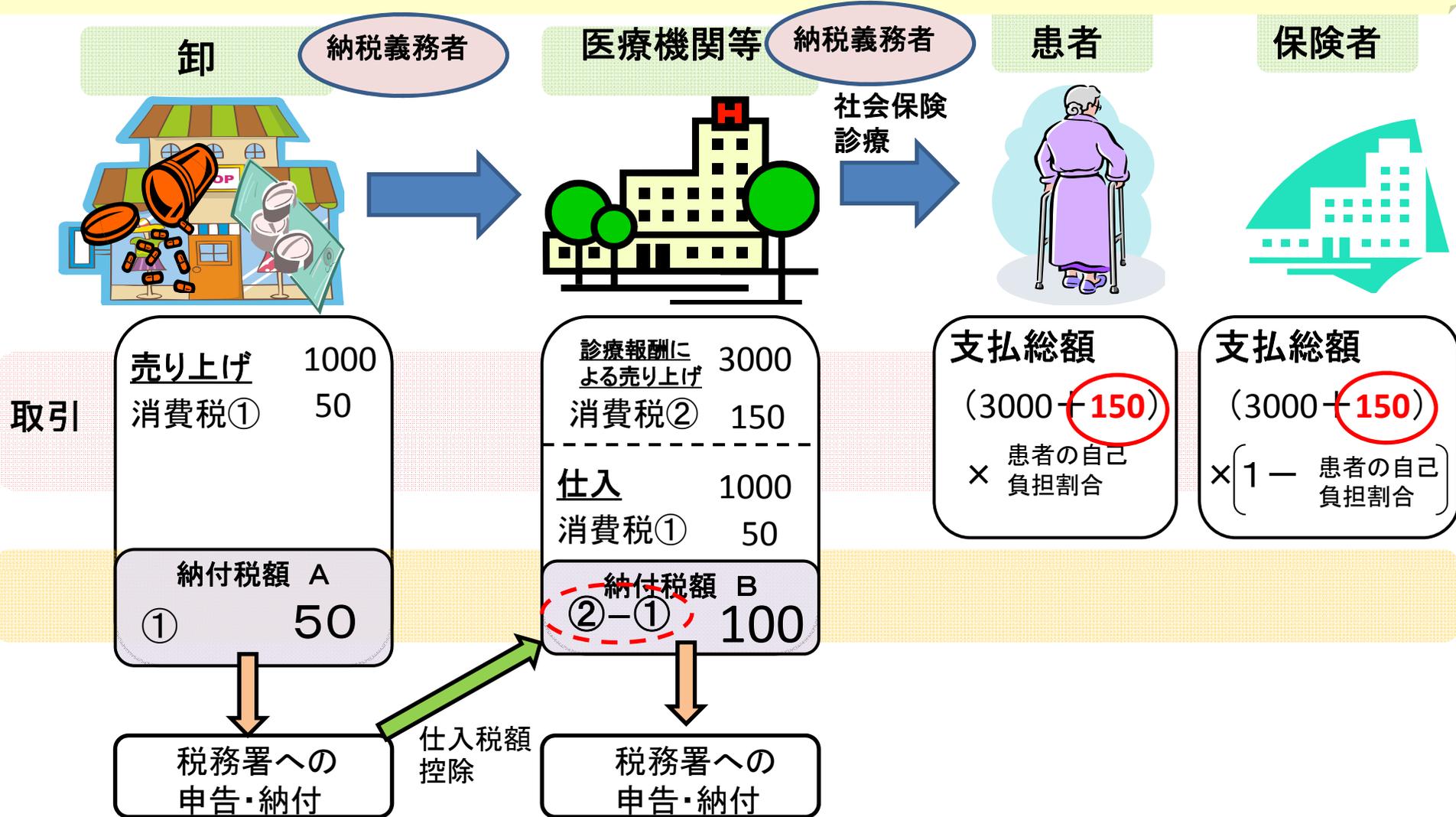
社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



(参考) 仮に社会保険診療に係る消費税を課税とした場合

社会保険診療に係る消費税が非課税とされている現行制度では、患者及び保険者の消費税負担は仕入れ(1000円)に係る消費税負担(50円)のみを診療報酬で手当しているのに対し、仮に課税化された場合には、診療報酬による売上全体(3000円)に対する消費税負担(150円)を患者及び保険者が負担することになる。



平成元年度と平成9年度の対応の基本的考え方

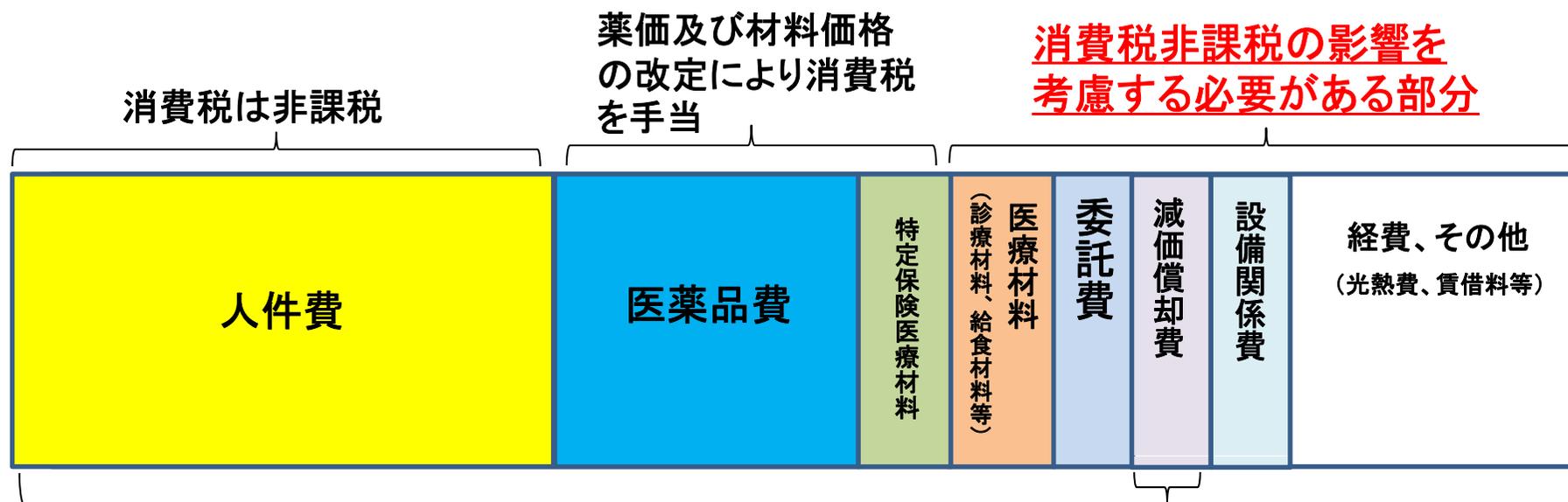
1. 仕入れに要する消費税負担分をマクロレベルで措置

診療報酬本体については、医療機関における費用全体から、非課税品目(人件費等)や、消費税の影響を手当とする薬剤費、医療材料費を控除して、消費税非課税の影響を考慮する必要がある割合を算出し、消費税引上げに伴う物価への影響を加味して改定率を算出

2. 診療報酬の点数項目の引上げ

診療報酬の点数項目のうち、消費税による影響が明らかであると考えられる診療報酬の点数を引上げ

<【参考】医療機関の費用構造>



<今回対応のポイント>

【課題1】(マクロレベルでのコストアップ分の把握)
→医療経済実態調査により把握

【課題2】(高額投資の状況把握)
→新たに調査を実施

(参考)消費税の課税・非課税の取扱い等について

○ 現行の非課税の仕組みは、医療機関の仕入れのうち、消費税が課税されない人件費等を除いた仕入れに係る消費税のみを診療報酬で対応。課税とする場合は、医療費全体に消費税がかかるため、税金は増加する一方、患者負担、保険者負担、公費負担とも増加する。

